

建築設備数量積算基準

【新旧対照表】

令和5年10月版

静岡県

改正後

第3編 電気設備工事

第1章 共通工事

第1節 配管・配線工事

1 適用範囲

電線類及び電線保護物類に適用する。

2 計測の区分

配管・配線工事は、用途、種類、施工場所、施工方法等により区分する。

3 計測・計算

(1) 電線類及び電線保護物類の数量は、次による。

- 1) 機器及び器具相互間の数量は、原則としてそれぞれの中心間における長さとする。
- 2) 壁面に取付ける機器等に接続する配管・配線の数量は、壁面までの長さ上立り及び引下げの数量を加えたものとする。
- 3) 立上り及び引下げの数量は、原則として床又は各階標準天井面より機器等の中心までの長さとする。
- 4) ケーブルラック、金属ダクト、床ビット等に敷設する電線類の数量は、中心線上における長さとする。
- 5) 電線保護物類内に配線された電線類の数量は、電線保護物類の長さとする。

(2) カップリング、ブッシング、エントランスキャップ、ノーマルバンド等の**付属品**の数量は、計測の対象としない。ただし、防爆工事に用いる**付属品**の数量は計測の対象とする。

(3) 市場単価に含まれる支持材は、計測の対象としない。ただし、耐震支持のために付加される部分は計測の対象とする。

(4) 金属ダクトの数量は、中心線上における形式及び寸法ごとの長さとする。また、 支持材は寸法ごとの個数とする。

(5) ケーブルラックの数量は、次による。

- 1) ケーブルラックは、曲がり部及び分岐部を含めた中心線上における形式及び寸法ごとの長さとする。
- 2) 段敷設の場合は、段ごとに形式及び寸法を計測する。
なお、最大幅のものを1段目とする。
- 3) セパレータ並びにラック用カバーは、形式及び寸法ごとに計測する。

(6) 電線保護物類のスリーブ工数の数量は、開口寸法、材質及び床・壁・梁の厚さごとの個数とする。

(7) ライティングダクトの数量は、中心線上における長さとし、曲がり部、分岐部等の**付属品**は、形式及び定格ごとの個数とする。

(8) バスダクトの数量は、中心線上における長さとし、曲がり部及び分岐部は、形式及び定格ごとの個数とする。

(9) プルボックスの数量は、形式、材質及び寸法ごとの個数とし、位置ボックスの数量

改正前

第3編 電気設備工事

第1章 共通工事

第1節 配管・配線工事

1 適用範囲

電線類及び電線保護物類に適用する。

2 計測の区分

配管・配線工事は、用途、種類、施工場所、施工方法等により区分する。

3 計測・計算

(1) 電線類及び電線保護物類の数量は、次による。

- 1) 機器及び器具相互間の数量は、原則としてそれぞれの中心間における長さとする。
- 2) 壁面に取付ける機器等に接続する配管・配線の数量は、壁面までの長さ上立り及び引下げの数量を加えたものとする。
- 3) 立上り及び引下げの数量は、原則として床又は各階標準天井面より機器等の中心までの長さとする。
- 4) ケーブルラック、金属ダクト、~~金属トラス~~床ビット等に敷設する電線類の数量は、中心線上における長さとする。
- 5) 電線保護物類内に配線された電線類の数量は、電線保護物類の長さとする。

(2) カップリング、ブッシング、エントランスキャップ、ノーマルバンド等の**付属品**の数量は、計測の対象としない。ただし、防爆工事に用いる**付属品**の数量は計測の対象とする。

(3) 市場単価に含まれる支持材は、計測の対象としない。ただし、耐震支持のために付加される部分は計測の対象とする。

(4) 金属ダクト**及び金属トラス**の数量は、中心線上における形式及び寸法ごとの長さとする。また支持材は寸法ごとの個数とする。

(5) ケーブルラックの数量は、次による。

- 1) ケーブルラックは、曲がり部及び分岐部を含めた中心線上における形式及び寸法ごとの長さとする。
- 2) 段敷設の場合は、段ごとに形式及び寸法を計測する。なお、最大幅のものを1段目とする。
- 3) セパレータ並びにラック用カバーは、形式及び寸法ごとに計測する。

(6) 電線保護物類のスリーブ工数の数量は、開口寸法、材質及び床・壁・梁の厚さごとの個数とする。

(7) ライティングダクトの数量は、中心線上における長さとし、曲がり部、分岐部等の**付属品**は、形式及び定格ごとの個数とする。

(8) バスダクトの数量は、中心線上における長さとし、曲がり部及び分岐部は、形式及び定格ごとの個数とする。

(9) プルボックスの数量は、形式、材質及び寸法ごとの個数とし、位置ボックスの数量

建築設備数量積算基準

第3編 電気設備工事 第1章 共通工事

改正後

は、材質ごとの個数とする。

(10) ボンディングの数量は、次による。

- 1) 位置ボックス用ボンディングは、必要とする位置ボックスの個数とする。
- 2) プルボックス及びび盤類と接続する電線管のボンディングは、必要に応じ計測する。

なお、計測する場合は、電線管の種類及び呼び径ごとの個数とする。

- (11) 箱入れの数量は、開口寸法及びコンクリートの床・壁の厚さごとの個数とする。
- (12) 防火区画等の貫通部処理の数量は、種類、寸法及び部位ごとの個数とする。
- (13) 高圧ケーブルの端末処理の数量は、規格、寸法及び仕様ごとの個数とする。
- (14) 低圧ケーブルの端末処理の数量は、原則として計測の対象としない。ただし、モールド工法による直線・分岐接続する箇所は、計測の対象とし、寸法及び仕様ごとの個数とする。
- (15) 光ファイバケーブルの直線接続及び成端接続の数量は、ケーブルの心数ごとの個数とする。
- (16) 情報通信ケーブルの端子接続の数量は、ケーブルの対数ごとの個数とする。ただし、端子盤等の施工費にてケーブル接続を見込む場合は、計測の対象としない。
- (17) 配管、機器等の現場塗装の数量は、施工上の分類及び関連材料に区分し、次による。
 - 1) 配管の塗装の数量は、配管の呼び径ごとの長さとする。
 - 2) 配管以外の塗装の数量は、表面積とする。

第2節 接地工事

1 適用範囲

雷保護設備及びその他設備（保安用、機能用）の接地工事に適用する。

2 計測の区分

接地工事は、種目、用途等により区分する。

3 計測・計算

- (1) 接地の数量は、接地工事の種類及び接地極の規格・仕様ごとの個数とする。
- (2) 接地極埋設標の数量は、原則として接地極の埋設箇所数とする。
- (3) 接地端子箱の数量は、形式ごとの個数とする。

第2章 電力設備工事

第1節 機器

1 適用範囲

電力設備、受変電設備、電力貯蔵設備、発電設備等の機器及びその据付けに適用する。

2 計測の区分

機器は、用途、施工場所、施工方法等により区分する。

3 計測・計算

- (1) 機器の数量は、仕様ごとの個数とする。
- (2) 電力貯蔵設備の数量は、次による。

改正前

は、材質ごとの個数とする。

(10) ボンディングの数量は、次による。

- 1) 位置ボックス用ボンディングは、必要とする位置ボックスの個数とする。
- 2) プルボックス及びび盤類と接続する電線管のボンディングは、必要に応じ計測する。なお、計測する場合は、電線管の種類及び呼び径ごとの個数とする。

(11) 箱入れの数量は、開口寸法及びコンクリートの床・壁の厚さごとの個数とする。

(12) 防火区画等の貫通部処理の数量は、種類、寸法及び部位ごとの個数とする。

(13) 高圧ケーブルの端末処理の数量は、規格、寸法及び仕様ごとの個数とする。

(14) 低圧ケーブルの端末処理の数量は、原則として計測の対象としない。ただし、モールド工法による直線・分岐接続する箇所は、計測の対象とし、寸法及び仕様ごとの個数とする。

(15) 光ファイバケーブルの直線接続及び成端接続の数量は、ケーブルの心数ごとの個数とする。

(16) 情報通信ケーブルの端子接続の数量は、ケーブルの対数ごとの個数とする。ただし、端子盤等の施工費にてケーブル接続を見込む場合は、計測の対象としない。

(17) 配管、機器等の現場塗装の数量は、施工上の分類及び関連材料に区分し、次による。

- 1) 配管の塗装の数量は、配管の呼び径ごとの長さとする。
- 2) 配管以外の塗装の数量は、表面積とする。

第2節 接地工事

1 適用範囲

雷保護設備及びその他設備（保安用、機能用）の接地工事に適用する。

2 計測の区分

接地工事は、種目、用途等により区分する。

3 計測・計算

- (1) 接地の数量は、接地工事の種類及び接地極の規格・仕様ごとの個数とする。
- (2) 接地極埋設標の数量は、原則として接地極の埋設箇所数とする。
- (3) 接地端子箱の数量は、形式ごとの個数とする。

第2章 電力設備工事

第1節 機器

1 適用範囲

電力設備、受変電設備、電力貯蔵設備、発電設備等の機器及びその据付けに適用する。

2 計測の区分

機器は、用途、施工場所、施工方法等により区分する。

3 計測・計算

- (1) 機器の数量は、仕様ごとの個数とする。
- (2) 電力貯蔵設備の数量は、次による。

建築設備数量積算基準

第3編 電気設備工事 第2章 電力設備工事

改正後

- 1) 直流電源装置の数量は、整流装置、蓄電池等の仕様ごとの個数とする。ただし、同一のキャビネットに収納されている場合は、直流電源装置の個数とする。
 - 2) 交流無停電電源装置の数量は、整流器、インバータ、蓄電池等の仕様ごとの個数とする。ただし、同一のキャビネットに収容されている場合は、交流無停電電源装置の個数とする。
 - 3) 電力平準化用蓄電装置の数量は、電力平準化用蓄電池、交直変換装置、系統連系保護装置等の仕様ごとの個数とする。ただし、同一のキャビネットに収容されている場合は、電力平準化用蓄電装置の個数とする。
- (3) 発電設備の数量は、次による。
- 1) 内燃機関の発電装置における発電機、原動機、燃料タンク等の数量は、機器の仕様ごとの個数とする。ただし、共通台床等に搭載されている場合は、発電装置の個数とする。
 - 2) 太陽光発電装置の数量は、太陽電池アレイ、支持架台、パワーコンディショナ等の仕様ごとに区分する。
 - 3) 風力発電装置の数量は、風力発電装置、制御装置等の仕様ごとに区分する。
 - 4) 燃料電池発電装置の数量は、発電ユニット、貯湯ユニット、パワーコンディショナ等の仕様ごとに区分する。

第2節 盤類

1 適用範囲

電力設備、受変電設備、電力貯蔵設備、発電設備等の盤類及びその取付けに適用する。

2 計測の区分

盤類は、用途、施工場所、施工方法等により区分する。

3 計測・計算

- (1) 盤類の数量は、仕様ごとの個数とする。ただし、複数の盤で構成される場合は、組合せごとの個数とする。
- (2) 高低圧受配電盤（開放形受変電設備含む）等の数量は、仕様及び用途ごとの個数とする。
なお、変圧器、高圧進相コンデンサ及び高圧進相コンデンサ用直列リアクトルの数量は、仕様ごとの個数とする。

第3節 器具類

1 適用範囲

電力設備、受変電設備、電力貯蔵設備、発電設備等の器具類及びその取付けに適用する。

2 計測の区分

器具類は、用途、施工場所、施工方法等により区分する。

改正前

- 1) 直流電源装置の数量は、整流装置、蓄電池等の仕様ごとの個数とする。ただし、同一のキャビネットに収納されている場合は、直流電源装置の個数とする。
 - 2) 交流無停電電源装置の数量は、整流器、インバータ、蓄電池等の仕様ごとの個数とする。ただし、同一のキャビネットに収容されている場合は、交流無停電電源装置の個数とする。
 - 3) 電力平準化用蓄電装置の数量は、電力平準化用蓄電池、交直変換装置、系統連系保護装置等の仕様ごとの個数とする。ただし、同一のキャビネットに収容されている場合は、電力平準化用蓄電装置の個数とする。
- (3) 発電設備の数量は、次による。
- 1) 内燃機関の発電装置における発電機、原動機、燃料槽等の数量は、機器の仕様ごとの個数とする。ただし、共通台床等に搭載されている場合は、発電装置の個数とする。
 - 2) 太陽光発電装置の数量は、太陽電池アレイ、支持架台、パワーコンディショナ等の仕様ごとに区分する。
 - 3) 風力発電装置の数量は、風力発電装置、制御装置等の仕様ごとに区分する。
 - 4) 燃料電池発電装置の数量は、発電ユニット、貯湯ユニット、パワーコンディショナ等の仕様ごとに区分する。

第2節 盤類

1 適用範囲

電力設備、受変電設備、電力貯蔵設備、発電設備等の盤類及びその取付けに適用する。

2 計測の区分

盤類は、用途、施工場所、施工方法等により区分する。

3 計測・計算

- (1) 盤類の数量は、仕様ごとの個数とする。ただし、複数の盤で構成される場合は、組合せごとの個数とする。
- (2) 高低圧受配電盤（開放形受変電設備含む）等の数量は、仕様及び用途ごとの個数とする。
なお、変圧器、高圧進相コンデンサ及び高圧進相コンデンサ用直列リアクトルの数量は、仕様ごとの個数とする。

第3節 器具類

1 適用範囲

電力設備、受変電設備、電力貯蔵設備、発電設備等の器具類及びその取付けに適用する。

2 計測の区分

器具類は、用途、施工場所、施工方法等により区分する。

建築設備数量積算基準

第3編 電気設備工事 第2章 電力設備工事

改正後

改正前

3 計測・計算

- (1) 器具類の数量は、仕様ごとの個数とする。
- (2) 配線器具の数量は、形式及び容量による組合せごとの個数とする。
- (3) 照明器具の数量は、形式及び記号ごとの個数とする。
- (4) 電動機並びに電極の結線及び接続の数量は、次による。
 - 1) 電動機結線の数量は、始動方式ごとの個数とする。
 - 2) 電極結線の数量は、電極ごとの個数とする。
 - 3) 電動機その他接続材の数量は、電線管の種類及び呼び径ごとの個数とする。
- (5) 開放形受変電設備用工事材料の数量は、次による。
 - 1) 母線等の数量は、材質及び寸法ごとの長さとする。
 - 2) フレームパイプ及び補助鋼材の数量は、規格及び寸法ごとの長さとする。
- (6) 雷保護設備の数量は、次による。
 - 1) 突針の数量は、突針及び支持管の組合せごとの個数とする。
 - 2) むね上導体及び導線の数量は、規格及び寸法ごとの長さとする。ただし、支持ボルトは、計測の対象としない。
 - 3) むね上導体の附属品の数量は、材質及び種類ごとの個数とする。

第4節 構内電線路工事

1 適用範囲

架空及び地中に施設される電線路に適用する。

2 計測の区分

構内電線路工事は、架空及び地中電線路に区分する。

3 計測・計算

- (1) 架空電線路の数量は、次による。
 - 1) 電柱、支柱及び支線柱の数量は、種類、規格及び寸法ごとの個数とする。
 - 2) 装柱材料の数量は、種類、規格及び寸法ごとの個数とする。
 - 3) 支線の数量は、規格及び寸法ごとの個数とする。
 - 4) 架空電線及び引込電線の数量は、規格、寸法ごとの長さ及び径間数とする。
 - 5) 柱上変圧器、高圧負荷開閉器等の数量は、電気方式、種類及び容量ごとの個数とする。
- (2) 地中電線路の数量は、次による。
 - 1) 地中ケーブルの保護材及び埋設標識シートの数量は、種類、規格及び寸法ごとの長さとする。
 - 2) ケーブル埋設標の数量は、材質ごとの個数とする。
 - 3) 防水鋳鉄管の数量は、種類、規格及び寸法ごとの個数とする。
 - 4) マンホール、ハンドホールの数量は、種類、規格、寸法及び仕様別ごとの個数とする。

3 計測・計算

- (1) 器具類の数量は、仕様ごとの個数とする。
- (2) 配線器具の数量は、形式及び容量による組合せごとの個数とする。
- (3) 照明器具の数量は、形式及び記号ごとの個数とする。~~ただし、HID灯器具は、灯具、ランプ、安定器等の組合せごとの個数とする。~~
- (4) 電動機並びに電極の結線及び接続の数量は、次による。
 - 1) 電動機結線の数量は、始動方式ごとの個数とする。
 - 2) 電極結線の数量は、電極ごとの個数とする。
 - 3) 電動機その他接続材の数量は、電線管の種類及び呼び径ごとの個数とする。
- (5) 開放形受変電設備用工事材料の数量は、次による。
 - 1) 母線等の数量は、材質及び寸法ごとの長さとする。
 - 2) フレームパイプ及び補助鋼材の数量は、規格及び寸法ごとの長さとする。
- (6) 雷保護設備の数量は、次による。
 - 1) 突針の数量は、突針及び支持管の組合せごとの個数とする。
 - 2) むね上導体及び導線の数量は、規格及び寸法ごとの長さとする。ただし、支持ボルトは、計測の対象としない。
 - 3) むね上導体の付属品の数量は、材質及び種類ごとの個数とする。

第4節 構内電線路工事

1 適用範囲

架空及び地中に施設される電線路に適用する。

2 計測の区分

構内電線路工事は、架空及び地中電線路に区分する。

3 計測・計算

- (1) 架空電線路の数量は、次による。
 - 1) 電柱、支柱及び支線柱の数量は、種類、規格及び寸法ごとの個数とする。
 - 2) 装柱材料の数量は、種類、規格及び寸法ごとの個数とする。
 - 3) 支線の数量は、規格及び寸法ごとの個数とする。
 - 4) 架空電線及び引込電線の数量は、規格、寸法ごとの長さ及び径間数とする。
 - 5) 柱上変圧器、高圧負荷開閉器等の数量は、電気方式、種類及び容量ごとの個数とする。
- (2) 地中電線路の数量は、次による。
 - 1) 地中ケーブルの保護材及び埋設標識シートの数量は、種類、規格及び寸法ごとの長さとする。
 - 2) ケーブル埋設標の数量は、材質ごとの個数とする。
 - 3) 防水鋳鉄管の数量は、種類、規格及び寸法ごとの個数とする。
 - 4) マンホール、ハンドホールの数量は、種類、規格、寸法及び仕様別ごとの個数とする。

建築設備数量積算基準

第3編 電気設備工事 第3章 通信・情報設備工事

改正後

第3章 通信・情報設備工事

第1節 機器

1 適用範囲

通信・情報設備並びに中央監視制御設備の機器及びその据付けに適用する。

2 計測の区分

機器は、用途、施工場所、施工方法等により区分する。

3 計測・計算

- (1) 機器の数量は、仕様ごとの個数とする。
- (2) 構内交換機の数量は、交換機、電源装置、局線中継台等の形式及び容量ごとの個数とする。ただし、交換機に電源装置等を内蔵する場合は、交換装置の個数とする。
- (3) 監視制御装置の数量は、監視操作装置、信号処理装置、記録装置等の仕様ごとの個数とする。ただし、簡易形等一体となる場合は、監視制御装置の個数とする。

第2節 盤類

1 適用範囲

通信・情報設備並びに中央監視制御設備の盤類及びその取付けに適用する。

2 計測の区分

盤類は、用途、施工場所、施工方法等により区分する。

3 計測・計算

- (1) 端子盤の数量は、収容端子等の構成、形式及び構造ごとの個数とする。
- (2) テレビ機器収容箱の数量は、形式及び寸法ごとの個数とする。ただし、機器収容箱に組み込まれている増幅器、分配器等の数量は、形式ごとの個数とする。
- (3) 火災報知機器収容箱の数量は、組み込まれる機器の組合せごとの個数とする。ただし、消火栓箱組込み機器収納箱の場合は、機器ごとの個数とする。

第3節 器具類

1 適用範囲

通信・情報設備並びに中央監視制御設備の器具類及びその取付けに適用する。

2 計測の区分

器具類は、用途、施工場所、施工方法等により区分する。

3 計測・計算

- (1) 器具類の数量は、仕様ごとの個数とする。
- (2) 末端機器が実装されない場合のプレート類の数量は、プレートの材質及び種類ごとの個数とする。

改正前

第3章 通信・情報設備工事

第1節 機器

1 適用範囲

通信・情報設備並びに中央監視制御設備の機器及びその据付けに適用する。

2 計測の区分

機器は、用途、施工場所、施工方法等により区分する。

3 計測・計算

- (1) 機器の数量は、仕様ごとの個数とする。
- (2) 構内交換機の数量は、交換機、電源装置、局線中継台等の形式及び容量ごとの個数とする。ただし、交換機に電源装置等を内蔵する場合は、交換装置の個数とする。
- (3) 監視制御装置の数量は、監視操作装置、信号処理装置、記録装置等の仕様ごとの個数とする。ただし、簡易形等一体となる場合は、監視制御装置の個数とする。

第2節 盤類

1 適用範囲

通信・情報設備並びに中央監視制御設備の盤類及びその取付けに適用する。

2 計測の区分

盤類は、用途、施工場所、施工方法等により区分する。

3 計測・計算

- (1) 端子盤の数量は、収容端子等の構成、形式及び構造ごとの個数とする。
- (2) テレビ機器収容箱の数量は、形式及び寸法ごとの個数とする。ただし、機器収容箱に組み込まれている増幅器、分配器等の数量は、形式ごとの個数とする。
- (3) 火災報知機器収容箱の数量は、組み込まれる機器の組合せごとの個数とする。ただし、消火栓箱組込み機器収納箱の場合は、機器ごとの個数とする。

第3節 器具類

1 適用範囲

通信・情報設備並びに中央監視制御設備の器具類及びその取付けに適用する。

2 計測の区分

器具類は、用途、施工場所、施工方法等により区分する。

3 計測・計算

- (1) 器具類の数量は、仕様ごとの個数とする。
- (2) 末端機器が実装されない場合のプレート類の数量は、プレートの材質及び種類ごとの個数とする。

建築設備数量積算基準

第3編 電気設備工事 第4章 改修工事

改正後

第4章 改修工事

本章に記載なき事項は、本編第1章「共通工事」、第2章「電力設備工事」及び第3章「通信・情報設備工事」に定めるところによる。

第1節 撤去・取外し工事

1 適用範囲

電力設備、通信・情報設備の撤去・取外し工事に適用する。

2 計測の区分

撤去・取外しは、配管・配線、機器、盤類、器具類等に区分する。

3 計測・計算

- (1) コンクリート埋込部分の配管は、計測の対象としない。
- (2) 付随して撤去・取外しされるものは、原則として計測の対象としない。
- (3) 分別は、設計図書に記載された方法に従い、計測する。

第2節 試験・調査

1 適用範囲

電力設備工事並びに通信・情報設備工事の試験及び調査に適用する。

2 計測の区分

試験及び調査に区分する。

3 計測・計算

- (1) 改修部位以外の関連試験は、設計図書に記載された内容、項目ごとに計測する。
- (2) 総合動作試験は、設計図書に記載された内容、項目ごとに計測する。

(3)非破壊調査は、部位、調査方法ごとに計測する。

改正前

第4章 改修工事

本章に記載なき事項は、本編第1章「共通工事」、第2章「電力設備工事」及び第3章「通信・情報設備工事」に定めるところによる。

第1節 撤去・取外し工事

1 適用範囲

電力設備、通信・情報設備の撤去・取外し工事に適用する。

2 計測の区分

撤去・取外しは、配管・配線、機器、盤類、器具類等に区分する。

3 計測・計算

- (1) コンクリート埋込部分の配管は、計測の対象としない。
- (2) 付随して撤去・取外しされるものは、原則として計測の対象としない。
- (3) 分別は、設計図書に記載された方法に従い、計測する。

第2節 試験・調査

1 適用範囲

電力設備工事並びに通信・情報設備工事の試験及び調査に適用する。

2 計測の区分

試験及び調査に区分する。

3 計測・計算

- (1) 改修部位以外の関連試験は、設計図書に記載された内容、項目ごとに計測する。
- (2) 総合動作試験は、設計図書に記載された内容、項目ごとに計測する。

(3)非破壊調査は、部位、調査方法ごとに計測する。

改正後

改正前

第4編 機械設備工事

第1章 共通工事

第1節 配管工事

1 適用範囲

空調設備工事、給排水衛生設備工事の配管、配管**付属品**及び計器その他に適用する。

2 計測の区分

配管工事は、施工上の分類及び関連材料により区分する。

3 計測・計算

(1) 配管の数量は、次による。

- 1) 配管の数量は、直線長さとする。ただし、曲がり部は、始点及び終点に接して延長した直線の交点までの長さとする。
- 2) 配管の数量は、弁類、防振継手、伸縮管継手、フレキシブルジョイント等の配管**付属品**による欠除はないものとする。

(2) 空調設備の配管の数量は、(1)によるほか、次による。

- 1) 冷温水・冷水・温水配管の主管等からの分岐部の配管の数量は、立上り・立下り等を見込んだ長さとする。
- 2) ファンコイルユニット等に接続する配管の数量は、冷温水・冷水・温水配管の主管等からの立上り・立下り等を見込んだ長さとする。
- 3) 蒸気・還水配管の主管等からの分岐部の配管の数量は、立上り・立下り等を見込んだ長さとする。
- 4) 放熱器等に接続する配管の数量は、蒸気・還水配管の主管等からの立上り・立下り等を見込んだ長さとする。
- 5) パッケージ形空調機等の冷媒配管の数量は、立上り・立下り等を見込んだ長さとする。

(3) 給排水衛生設備の配管の数量は、(1)によるほか、次による。

- 1) 衛生器具等に接続する配管の数量は、立上り・立下り等を見込んだ長さとする。
- 2) 屋外排水管の数量は、原則として、排水樹の中心間における長さとする。
- 3) 水道本管からの給水引き込み配管の数量は、水道事業者の規定による。
- 4) 下水道本管へ接続する排水管の数量は、下水道事業者の規定による。

(4) 配管**付属品**の数量は、次による。

- 1) 弁類、防振継手、伸縮管継手、フレキシブルジョイント等の数量は、形式、規格及び呼び径ごとの個数とする。
- 2) 弁装置類の数量は、種別及び呼び径ごとの組数とする。
- 3) 合成樹脂製支持受の数量は、規格及び呼び径ごとの個数とする。
- 4) 地中埋設管の埋設表示用テープの数量は、配管の水平長さとする。
- 5) 地中埋設管の埋設標の数量は、材質ごとの個数とする。

第4編 機械設備工事

第1章 共通工事

第1節 配管工事

1 適用範囲

空調設備工事、給排水衛生設備工事の配管、配管**付属品**及び計器その他に適用する。

2 計測の区分

配管工事は、施工上の分類及び関連材料により区分する。

3 計測・計算

(1) 配管の数量は、次による。

- 1) 配管の数量は、直線長さとする。ただし、曲がり部は、始点及び終点に接して延長した直線の交点までの長さとする。
- 2) 配管の数量は、弁類、防振継手、伸縮管継手、フレキシブルジョイント等の配管**付属品**による欠除はないものとする。

(2) 空調設備の配管の数量は、(1)によるほか、次による。

- 1) 冷温水・冷水・温水配管の主管等からの分岐部の配管の数量は、立上り・立下り等を見込んだ長さとする。
- 2) ファンコイルユニット等に接続する配管の数量は、冷温水・冷水・温水配管の主管等からの立上り・立下り等を見込んだ長さとする。
- 3) 蒸気・還水配管の主管等からの分岐部の配管の数量は、立上り・立下り等を見込んだ長さとする。
- 4) 放熱器等に接続する配管の数量は、蒸気・還水配管の主管等からの立上り・立下り等を見込んだ長さとする。
- 5) パッケージ形空調機等の冷媒配管の数量は、立上り・立下り等を見込んだ長さとする。

(3) 給排水衛生設備の配管の数量は、(1)によるほか、次による。

- 1) 衛生器具等に接続する配管の数量は、立上り・立下り等を見込んだ長さとする。
- 2) 屋外排水管の数量は、原則として、排水樹の中心間における長さとする。
- 3) 水道本管からの給水引き込み配管の数量は、水道事業者の規定による。
- 4) 下水道本管へ接続する排水管の数量は、下水道事業者の規定による。

(4) 配管**付属品**の数量は、次による。

- 1) 弁類、防振継手、伸縮管継手、フレキシブルジョイント等の数量は、形式、規格及び呼び径ごとの個数とする。
- 2) 弁装置類の数量は、種別及び呼び径ごとの組数とする。
- 3) 合成樹脂製支持受の数量は、規格及び呼び径ごとの個数とする。
- 4) 地中埋設管の埋設表示用テープの数量は、配管の水平長さとする。
- 5) 地中埋設管の埋設標の数量は、材質ごとの個数とする。

建築設備数量積算基準

第4編 機械設備工事 第1章 共通工事

改正後

改正前

- 6) 配管の防食処置の数量は、呼び径ごとの長さとする。
- (5) 圧力計、温度計、瞬間流量計等の数量は、形式、規格及び口径ごとの個数とする。
- (6) 支持金物及び吊り金物は、計測の対象としない。支持架台等は計測の対象とし、数量は質量とする。なお、同一の支持架台ごとの個数としてもよい。
- (7) 形鋼振れ止め支持の数量は、公共建築工事標準単価積算基準 第4章 機械設備工事（以下「標準単価積算基準（機械）」という。）に定められた適切な統計値により費用を算出するため、計測の対象としない。ただし、設計図書に記載がある場合は、計測の対象とし、数量は質量とする。
- (8) 防火区画等の貫通部の処理の数量は、口径又は断面積及び床・壁・梁の厚さごとの個数とする。
- (9) スリーブの数量は、標準単価積算基準（機械）に定められた適切な統計値により費用を算出するため、計測の対象としない。ただし、設計図書に記載がある場合は、計測の対象とし、口径、材質及び床・壁・梁の厚さごとの個数とする。
- (10) デッキプレートの開口切断の数量は、標準単価積算基準（機械）に定められた適切な統計値により費用を算出するため、計測の対象としない。ただし、設計図書に記載がある場合は、計測の対象とし、口径ごとの個数とする。

第2節 保温工事

1 適用範囲

空気調和設備工事、給排水衛生設備工事の配管、ダクト、機器等の保温、断熱等に適用する。

2 計測の区分

保温工事は、施工上の分類及び関連材料により区分する。

3 計測・計算

- (1) 配管の保温の数量は、配管の長さとする。
- (2) 弁類、ストレーナ等の保温の数量は、呼び径 65 以上を計測の対象とし、個数とする。
- (3) 長方形ダクトの保温の数量は、ダクトの表面積とし、スパイラルダクト及び排煙円形ダクトの保温の数量は、ダクトの口径ごとの長さとする。
- (4) チャンバーの保温の数量は表面積とする。ただし、全面がガラリ等に接続される場合は、ガラリ等の面積を差し引いた表面積とする。
- (5) 吹出口・吸込口ボックスの内貼りの数量は、表面積とする。
- (6) 消音エルボの消音内貼りの数量は、表面積とする。
- (7) 機器及びタンク類の保温の数量は、表面積とする。
- (8) 煙道の断熱材の数量は、煙道の表面積とする。

- 6) 配管の防食処置の数量は、呼び径ごとの長さとする。
- (5) 圧力計、温度計、瞬間流量計等の数量は、形式、規格及び口径ごとの個数とする。
- (6) 支持金物及び吊り金物は、計測の対象としない。支持架台等は計測の対象とし、数量は質量とする。なお、同一の支持架台ごとの個数としてもよい。
- (7) 形鋼振れ止め支持の数量は、公共建築工事標準単価積算基準 第4章 機械設備工事（以下「標準単価積算基準（機械）」という。）に定められた適切な統計値により費用を算出するため、計測の対象としない。ただし、設計図書に記載がある場合は、計測の対象とし、数量は質量とする。
- (8) 防火区画等の貫通部の処理の数量は、口径又は断面積及び床・壁・梁の厚さごとの個数とする。
- (9) スリーブの数量は、標準単価積算基準（機械）に定められた適切な統計値により費用を算出するため、計測の対象としない。ただし、設計図書に記載がある場合は、計測の対象とし、口径、材質及び床・壁・梁の厚さごとの個数とする。
- (10) デッキプレートの開口切断の数量は、標準単価積算基準（機械）に定められた適切な統計値により費用を算出するため、計測の対象としない。ただし、設計図書に記載がある場合は、計測の対象とし、口径ごとの個数とする。

第2節 保温工事

1 適用範囲

空気調和設備工事、給排水衛生設備工事の配管、ダクト、機器等の保温、断熱等に適用する。

2 計測の区分

保温工事は、施工上の分類及び関連材料により区分する。

3 計測・計算

- (1) 配管の保温の数量は、配管の長さとする。
- (2) 弁類、ストレーナー等の保温の数量は、呼び径 65 以上を計測の対象とし、個数とする。
- (3) 長方形ダクトの保温の数量は、ダクトの表面積とし、スパイラルダクト及び排煙円形ダクトの保温の数量は、ダクトの口径ごとの長さとする。
- (4) チャンバーの保温の数量は表面積とする。ただし、全面がガラリ等に接続される場合は、ガラリ等の面積を差し引いた表面積とする。
- (5) 吹出口・吸込口ボックスの内貼りの数量は、表面積とする。
- (6) 消音エルボの消音内貼りの数量は、表面積とする。
- (7) 機器及びタンク類の保温の数量は、表面積とする。
- (8) 煙道の断熱材の数量は、煙道の表面積とする。

改正後

改正前

- 第3節 塗装・防錆工事
- 1 適用範囲
空気調和設備工事、給排水衛生設備工事の配管、ダクト、機器等の塗装・防錆に適用する。
 - 2 計測の区分
塗装・防錆工事は、施工上の分類及び関連材料により区分する。
 - 3 計測・計算
 - (1) 配管の塗装の数量は、配管の長さとする。
 - (2) ダクトの塗装の数量は、ダクトの表面積とする。
 - (3) チャンバーの塗装の数量は、表面積とする。ただし、全面がガラリ等に接続される場合は、ガラリ等の面積を差し引いた表面積とする。
 - (4) 機器及びタンク類の塗装の数量は、表面積とする。
 - (5) 煙突及び煙道の塗装の数量は、表面積とする。ただし、工場塗装されたものについては、計測の対象としない。
 - (6) 支持金物及び架台類の塗装の数量は、表面積とする。
 - (7) 文字標識等の数量は、建物の延べ面積に対応した工数とする。
 - (8) 機器の防錆の数量は、表面積とする。ただし、工場防錆されたものについては、計測の対象としない。
 - (9) 支持金物及び架台類の防錆の数量は、鋼材の質量とする。

第4節 総合調整

- 1 適用範囲
空気調和設備、換気設備、排煙設備、給水設備、給湯設備及び消火設備の総合調整に適用する。
- 2 計測の区分
総合調整は、配管、ダクト及び機器に区分する。
- 3 計測・計算
 - (1) 配管系統の総合調整の数量は、配管の長さとする。ただし、直接暖房用蒸気管、通気管、油管、冷媒管、水道直結系統給水管、局所式給湯管等は、計測の対象としない。
 - (2) ダクト系統の総合調整の数量は、長方形ダクトの表面積及びスパイラルダクト、排煙円形ダクトの長さとする。
 - (3) 主機械室内の機器の総合調整の数量は、建物の延べ面積に対応した工数とする。
 - (4) 各階機械室内の機器の総合調整の数量は、ユニット形空気調和機及びコンパクト形空気調和機の台数とする。
 - (5) ファンコイルユニットの総合調整の数量は、ファンコイルユニットの台数とする。
 - (6) 総合調整に必要な電力、水、ガス、油等は、計測の対象としない。ただし、設計図書に記載がある場合は、計測の対象とし、必要な数量とする。

- 第3節 塗装・防錆工事
- 1 適用範囲
空気調和設備工事、給排水衛生設備工事の配管、ダクト、機器等の塗装・防錆に適用する。
 - 2 計測の区分
塗装・防錆工事は、施工上の分類及び関連材料により区分する。
 - 3 計測・計算
 - (1) 配管の塗装の数量は、配管の長さとする。
 - (2) ダクトの塗装の数量は、ダクトの表面積とする。
 - (3) チャンバーの塗装の数量は、表面積とする。ただし、全面がガラリ等に接続される場合は、ガラリ等の面積を差し引いた表面積とする。
 - (4) 機器及びタンク類の塗装の数量は、表面積とする。
 - (5) 煙突及び煙道の塗装の数量は、表面積とする。ただし、工場塗装されたものについては、計測の対象としない。
 - (6) 支持金物及び架台類の塗装の数量は、表面積とする。
 - (7) 文字標識等の数量は、建物の延べ面積に対応した工数とする。
 - (8) 機器の防錆の数量は、表面積とする。ただし、工場防錆されたものについては、計測の対象としない。
 - (9) 支持金物及び架台類の防錆の数量は、鋼材の質量とする。

第2章 第4節より移動

改正後

改正前

第2章 空気調和設備工事

第1節 機器

1 適用範囲

空気調和設備、換気設備、排煙設備に用いる機器及びその据付けに適用する。

2 計測の区分

機器は、種類、仕様等により区分する。

3 計測・計算

(1) 機器の数量は、形式ごとの基数、台数又は組数とする。ただし、機器の**附属品**は、計測の対象としない。

(2) 機器の予備品は、その仕様ごとの個数とする。

(3) 機器の架台、支持金物等の数量は、質量とする。なお、同一の架台、支持金物等ごとの個数としてもよい。

(4) 煙道の数量は、板厚及び寸法ごとの長さとする。

第2節 ダクト設備

1 適用範囲

空気調和設備、換気設備、排煙設備のダクト、ダクト**附属品**、制気口、ダンパー及び計器その他に適用する。

2 計測の区分

ダクト設備は、施工上の分類及び関連材料により区分する。

3 計測・計算

(1) ダクトの数量は、次による。

1) ダクトの長さは、ダクト幅の中心線の長さとする。また、曲がり部及び分岐部のダクトは、中心線上を延長した直線を仮定して、その交点までの長さとする。

2) 長方形ダクトの数量は、ダクト長さに周長を乗じた表面積とする。

3) スパイラルダクト及び排煙円形ダクトの数量は、口径ごとの長さとする。

4) フレキシブルダクトの数量は、材質、口径及び長さごとの本数とする。

5) ダクトの数量は、ダンパー（定風量ユニット、変風量ユニットを含む。）及びたわみ継手による欠除はないものとする。

6) 吹出口及び吸込口に接続するダクトの数量は、接続用ダクトを見込んだ長さとする。

7) 漸小又は漸大するダクトの数量は、変形前後の最大寸法に長さを乗じた面積とする。

(2) ダクト**附属品**の数量は、次による。

1) チャンバーの数量は、表面積とする。ただし、全面がガラリ等に接続される場合は、ガラリ等の面積を差し引いた表面積とする。

2) 吹出口・吸込口ボックスの数量は、表面積とする。ただし、既製ボックスは、個数とする。

第2章 空気調和設備工事

第1節 機器

1 適用範囲

空気調和設備、換気設備、排煙設備に用いる機器及びその据付けに適用する。

2 計測の区分

機器は、種類、仕様等により区分する。

3 計測・計算

(1) 機器の数量は、形式ごとの基数、台数又は組数とする。ただし、機器の**付属品**は、計測の対象としない。

(2) 機器の予備品は、その仕様ごとの個数とする。

(3) 機器の架台、支持金物等の数量は、質量とする。なお、同一の架台、支持金物等ごとの個数としてもよい。

(4) 煙道の数量は、板厚及び寸法ごとの長さとする。

第2節 ダクト設備

1 適用範囲

空気調和設備、換気設備、排煙設備のダクト、ダクト**付属品**、制気口、ダンパー及び計器その他に適用する。

2 計測の区分

ダクト設備は、施工上の分類及び関連材料により区分する。

3 計測・計算

(1) ダクトの数量は、次による。

1) ダクトの長さは、ダクト幅の中心線の長さとする。また、曲がり部及び分岐部のダクトは、中心線上を延長した直線を仮定して、その交点までの長さとする。

2) 長方形ダクトの数量は、ダクト長さに周長を乗じた表面積とする。

3) スパイラルダクト及び排煙円形ダクトの数量は、口径ごとの長さとする。

4) フレキシブルダクトの数量は、材質、口径及び長さごとの本数とする。

5) ダクトの数量は、ダンパー（定風量ユニット、変風量ユニットを含む。）及びたわみ継手による欠除はないものとする。

6) 吹出口及び吸込口に接続するダクトの数量は、接続用ダクトを見込んだ長さとする。

7) 漸小又は漸大するダクトの数量は、変形前後の最大寸法に長さを乗じた面積とする。

(2) ダクト**付属品**の数量は、次による。

1) チャンバーの数量は、表面積とする。ただし、全面がガラリ等に接続される場合は、ガラリ等の面積を差し引いた表面積とする。

2) 吹出口・吸込口ボックスの数量は、表面積とする。ただし、既製ボックスは、個数とする。

改正後

改正前

- (2) 中央監視制御装置（周辺装置及び端末装置を含む。）の数量は、形式ごとの組数とする。
- (3) 計装工事における配管配線の数量は、第3編第1章第1節「配管・配線工事」に定めるところによる。
- (4) 計装工事における、空気配管の数量は、本編第1章第1節「配管工事」に定めるところによる。

- (2) 中央監視制御装置（周辺装置及び端末装置を含む。）の数量は、形式ごとの組数とする。
- (3) 計装工事における配管配線の数量は、第3編第1章第1節「配管・配線工事」に定めるところによる。
- (4) 計装工事における、空気配管の数量は、本編第1章第1節「配管工事」に定めるところによる。

第1章 第4節へ移動

第4節 総合調整

- 1 適用範囲
空気調和設備、換気設備及び排煙設備の総合調整に適用する。
- 2 計測の区分
総合調整は、配管、ダクト及び機器に区分する。
- 3 計測・計算
 - (1) 配管系統の総合調整の数量は、配管の長さとする。ただし、直接暖房用蒸気管、通気管、油管、冷媒管等は、計測の対象としない。
 - (2) ダクト系統の総合調整の数量は、長方形ダクトの表面積及びスパイラルダクト、排煙円形ダクトの長さとする。
 - (3) 主機械室内の機器の総合調整の数量は、建物の延べ面積に対応した工数とする。
 - (4) 各階機械室内の機器の総合調整の数量は、ユニット形空気調和機及びコンパクト形空気調和機の台数とする。
 - (5) ファンコイルユニットの総合調整の数量は、ファンコイルユニットの台数とする。
 - (6) 総合調整に必要な電力、水、ガス、油等は、計測の対象としない。ただし、設計図書に記載がある場合は、計測の対象とし、必要な数量とする。

第3章 給排水衛生設備工事

第1節 衛生器具設備

- 1 適用範囲
給排水衛生設備の衛生器具及びその取付けに適用する。
- 2 計測の区分
衛生器具は、衛生陶器、衛生器具ユニット及びその他の器具に区分する。
- 3 計測・計算
 - (1) 衛生陶器の数量は、種別及び規格ごとの組数とする。ただし、衛生陶器の附属品は、計測の対象としない。
 - (2) 衛生器具ユニットの数量は、種別及び規格ごとの組数とする。ただし、ユニットを構成する器具、配管材、ケーシング材等は計測の対象としない。
 - (3) 化粧棚、水石けん入れ、鏡等の数量は、形式ごとの個数又は枚数とする。

第3章 給排水衛生設備工事

第1節 衛生器具設備

- 1 適用範囲
給排水衛生設備の衛生器具及びその取付けに適用する。
- 2 計測の区分
衛生器具は、衛生陶器、衛生器具ユニット及びその他の器具に区分する。
- 3 計測・計算
 - (1) 衛生陶器の数量は、種別及び規格ごとの組数とする。ただし、衛生陶器の付属品は、計測の対象としない。
 - (2) 衛生器具ユニットの数量は、種別及び規格ごとの組数とする。ただし、ユニットを構成する器具、配管材、ケーシング材等は計測の対象としない。
 - (3) 化粧棚、水石けん入れ、鏡等の数量は、形式ごとの個数又は枚数とする。

改正後

改正前

第2節 機器

1 適用範囲

給水設備、排水設備、給湯設備、消火設備、厨房機器設備の機器及びその据付けに適用する。

2 計測の区分

機器は、種類、仕様等により区分する。

3 計測・計算

(1) 機器の数量は、形式ごとの基数、台数又は組数とする。ただし、機器の附属品は、計測の対象としない。

(2) 機器の予備品は、その仕様ごとの個数とする。

(3) 機器の架台、支持金物等の数量は、質量とする。なお、同一の架台、支持金物等ごとの個数としてもよい。

第3節 器具

1 適用範囲

給水設備、排水設備、給湯設備、消火設備の器具及びその取付けに適用する。

2 計測の区分

器具は、種類、仕様等により区分する。

3 計測・計算

(1) 水栓類、排水金物等の数量は、その形式及び規格ごとの個数とする。

(2) 屋内消火栓箱、屋外消火栓箱、放水用器具格納箱、送水口等の消火設備の器具の数量は、形式及び規格ごとの個数又は組数とする。

第4節 樹類

1 適用範囲

給水設備及び排水設備の樹類に適用する。

2 計測の区分

樹類は、種類、仕様等により区分する。

3 計測・計算

(1) 弁樹、量水器樹等の数量は、樹の種類、ふたの種類、形状、寸法及び深さごとの組数とする。

(2) 排水樹の数量は、樹の種類、ふたの種類、形状及び設計地盤から管底までの深さごとの組数とする。

第5節 ガス設備

1 適用範囲

都市ガス設備及び液化石油ガス設備に適用する。

2 計測の区分

第2節 機器

1 適用範囲

給水設備、排水設備、給湯設備、消火設備、厨房機器設備の機器及びその据付けに適用する。

2 計測の区分

機器は、種類、仕様等により区分する。

3 計測・計算

(1) 機器の数量は、形式ごとの基数、台数又は組数とする。ただし、機器の付属品は、計測の対象としない。

(2) 機器の予備品は、その仕様ごとの個数とする。

(3) 機器の架台、支持金物等の数量は、質量とする。なお、同一の架台、支持金物等ごとの個数としてもよい。

第3節 器具

1 適用範囲

給水設備、排水設備、給湯設備、消火設備の器具及びその取付けに適用する。

2 計測の区分

器具は、種類、仕様等により区分する。

3 計測・計算

(1) 水栓類、排水金物等の数量は、その形式及び規格ごとの個数とする。

(2) 屋内消火栓箱、屋外消火栓箱、放水用器具格納箱、送水口等の消火設備の器具の数量は、形式及び規格ごとの個数又は組数とする。

第4節 樹類

1 適用範囲

給水設備及び排水設備の樹類に適用する。

2 計測の区分

樹類は、種類、仕様等により区分する。

3 計測・計算

(1) 弁樹、量水器樹等の数量は、樹の種類、ふたの種類、形状、寸法及び深さごとの組数とする。

(2) 排水樹の数量は、樹の種類、ふたの種類、形状及び設計地盤から管底までの深さごとの組数とする。

第5節 ガス設備

1 適用範囲

都市ガス設備及び液化石油ガス設備に適用する。

2 計測の区分

改正後

改正前

3 計測・計算

文字標識等の数量は、建物の延べ面積に対応した工数を、改修面積、内容等により補正した工数とする。

第6節 総合調整

1 適用範囲

空調設備、換気設備、排煙設備、給水設備、給湯設備及び消火設備の総合調整に適用する。

2 計測の区分

総合調整は、配管、ダクト及び機器に区分する。

3 計測・計算

- (1) 配管系統の総合調整の数量は、設計図書に記載された配管の長さとする。ただし、記載がない場合は、改修対象となる配管の長さとする。
- (2) ダクト系統の総合調整の数量は、設計図書に記載された長方形ダクトの表面積及びスパイラルダクト、排煙円形ダクトの長さとする。ただし、記載がない場合は、改修対象となるダクトの表面積又は長さとする。
- (3) 主機械室内機器の総合調整の数量は、建物の延べ面積に対応した工数を、改修面積、内容等により補正した工数とする。

3 計測・計算

文字標識等の数量は、建物の延べ面積に対応した工数を、改修面積、内容等により補正した工数とする。

第6節 総合調整

1 適用範囲

空調設備、換気設備及び排煙設備の総合調整に適用する。

2 計測の区分

総合調整は、配管、ダクト及び機器に区分する。

3 計測・計算

- (1) 配管系統の総合調整の数量は、設計図書に記載された配管の長さとする。ただし、記載がない場合は、改修対象となる配管の長さとする。
- (2) ダクト系統の総合調整の数量は、設計図書に記載された長方形ダクトの表面積及びスパイラルダクト、排煙円形ダクトの長さとする。ただし、記載がない場合は、改修対象となるダクトの表面積又は長さとする。
- (3) 主機械室内機器の総合調整の数量は、建物の延べ面積に対応した工数を、改修面積、内容等により補正した工数とする。